

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みはらしの役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、1日分の実費弁償費として5千円を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、1日分の実費弁償費として5千円を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長に報酬として、10万円の月額報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、実費弁償費として5千円を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、実費弁償費として5千円を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事に、監事監査実施における報酬として10万円を支払うことが出来る。また、監事が理事会及び評議員会に出席したときは、実費弁償費として5千円を支払うことができる。なお、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、実費弁償費として5千円を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、5千円の実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、実費弁償費として5千円を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（出張旅費）

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（兼務役員）

第8条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

（報酬等の支給方法・支給日）

第9条 報酬等は、現金により、本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

- 2 監事の報酬等(旅費を除く)は、監事監査実施日に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 理事長の報酬等(旅費を除く)は、翌月20日に支払うものとする。（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、これを繰り上げる）
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

（改正）

第10条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成23年10月6日より適用する
この規程は、平成27年12月1日より適用する
この規程は、平成29年 6月1日より適用する
この規程は、平成31年 4月1日より適用する
この規程は、令和元年 6月13日より適用する
この規程は、令和2年 6月1日より適用する
この規程は、令和3年 8月6日より適用する